

廃棄物海洋投入処分許可申請書

下土港第 43 号
令和 6 年 12 月 27 日

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

申請者

住 所 静岡県下田市中 531-1

氏 名 静岡県下田土木事務所長 佐藤 雅史

（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所）

第 10 条の 6 第 1 項 船 舶
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第 18 条の 2 第 1 項~~ の規定により、~~海洋施設~~ からの
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：稲取漁港における港内浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの。 （詳細は別紙－1 のとおり）
----------------------	---

※許可の年月日	年 月 日
---------	-------

※許可番号	
-------	--

△廃棄物の海洋投入処 分に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2025 年許可発給日～2028 年 月 日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 15,341m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2025 年許可発給日～翌年の許可日の前日 7,000m ³ 2026 年 月 日～2027 年 月 日 4,171m ³ 2027 年 月 日～2028 年 月 日 4,171m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に定める別表中欄に基 づく IV 海域のうち、以下の点を中心とした半径 400m の 海域。 北緯 34° 34' 12" 東経 139° 00' 48" （詳細は別紙－2 のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法で 実施し、航行中に排出しない。 （詳細は別紙－3 のとおり）
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙－4 のとおり
	監視の頻度	別紙－4 のとおり

備考

- ※の欄には記入しないこと。
- △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

